

入 札 保 証 に つ い て

(入札説明書 15. (1) による)

(1) 競争入札に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は、以下の①から④までのいずれかを提出しなければならない。

① 入札保証金を現金で納める場合は、振込受付書の本紙又は写し及び入札保証金納付書（競争加入者心得別紙第1号様式）

ア 入札保証金は、競争加入者の見積の入札金額（税込み）（以下「見積金額」という。）の100分の5の金額以上に相当する金額を納付すること。

イ 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金は本学に帰属する。

② 入札保証金の納付に代わる担保が、落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行等の保証の場合は、当該保証書

ア 債務不履行により生ずる損害金の支払保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（以下「銀行等」という。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、「国立大学法人東京大学 総長 代理人 東京大学施設部長」と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払であること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。

カ 保証期間は、書類の提出日から入札説明書15 (1) ④に掲げる日までを含むものとする。

キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。

ク 落札者が契約を結ばないときは、銀行等から支払われた保証金は、本学に帰属する。

ケ 競争加入者は、入札執行後、本学から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。ただし、落札者については、契約締結後、本学から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

コ 保証期間の不足により保証期間を変更する場合の取扱いについては、本学の指示に従うこと。

③ 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険の場合は、当該保険証券

ア 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支

払うことを約する保険である。

イ 入札保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の宛名の欄には、「国立大学法人東京大学 総長 代理人 東京大学施設部長」と記載するように申し込むこと。

エ 証券上の契約内容としての工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。

カ 保険期間は、書類の提出日から入札説明書15（1）④に掲げる日までを含むものとする。

キ 落札者が契約を結ばないときは、保険会社から支払われた保険金は、本学に帰属する。

④ 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書

ア 契約保証を予約する金融機関等は、銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社とする。

イ 契約保証予約証書の宛名の欄には、「国立大学法人東京大学 総長 代理人 東京大学施設部長」と記載するように申し込むこと。

ウ 契約保証の予約の内容は、金融機関等と競争加入者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったものであること。

エ 契約保証予約証書上の契約保証の予約に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額は見積金額以上、又は保証金額は見積金額の100分の30の金額以上とすること。

カ 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。

キ 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。

(2) 入札保証金の還付について

競争参加資格がないと認められた者に対しては、当該者が競争参加資格の確認の結果の通知を受けた日以降、入札書を提出しなかった者に対しては、入札執行日以降、入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提供された担保の還付を行う。